

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由				対応	理由
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由				
68	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 住民データ	1.1.1 日本人住民データの管理	フリガナの記載なし	フリガナの記載	法令への対応	フリガナについて新聞で戸籍に記載し、住民票で確認する旨の記載があった。記載事項として必須ではないかもしれないが、戸籍にフリガナの記載を行う過程で住民票に記載しないと住民に不都合を与える可能性があるため。			対応なし	現時点で対応なし。 住民記録システム標準仕様書【3.0版】「1.1.18 フリガナ」の【考え方・理由】に記載の通り、現在対応を検討している。
43	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。	・氏名フリガナ検索について、2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できること。  <b>例</b> 「コウタロウ」で検索時は、「コウタロウ」、「コオタロウ」、「コウタロオ」、「コオタロオ」で検索時も上記と同様	システム上の理由	検索時の文言が「ウ」の場合は「オ」に変換するように読み取れますが、検索時の文言が「オ」の場合どのような検索結果となるのか判然としません。 あいまい検索のための氏名フリガナ（検索用の氏名フリガナ）について、氏名フリガナとは別に管理し、検索時に同じルールで検索条件として入力した氏名フリガナを変換するのであれば、以下の検索条件で検索した結果は同一になると存じます。 ・「コウタロウ」で検索時 ・「コオタロオ」で検索時 検索結果の例を示していただけないでしょうか。 また、修正後に記載の例が想定されている内容と相違する場合は修正いただければと存じます。			対応なし	対応なし。 標準仕様書においては2文字目以降が「ウ」の場合で、その直前の文字が「オ段」の場合、「ウ」を「オ」に変換して検索できることと規定していない。
87	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、（氏名・旧氏・通称の）フリガナ、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。」と記載がある。	「異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、（氏名・旧氏・通称の）フリガナ、住所、住所コード（市区町村コード並びに町字コードを使用し、転入前、最終登録、転居前、本籍、転出先等を含む）、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。」と提案する。	業務効率の向上	検索機能の見直しにより、住所コードによる検索機能が追加されたが、住所コードの検索がどの範囲で、かつ、どの履歴において実施するかベンダーによって相違することが考えられ、仕様上あいまいとなるため。			対応なし	現在の記載で読み込み可。 住所コードは1.1.1、1.1.2にて規定されている住所コードを指す。 コードの詳細は基本データリストを参照のとおり。
4	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。」が削除されている。	「及び住所」を削除する。	業務精度の向上	【考え方・理由】の「また、氏名（ローマ字・漢字を含む。）・旧氏・通称・（氏名・旧氏・通称の）フリガナを過去のものを含め横断的に検索できる氏名索引機能は、検索の効率化に有効。」にあわせるため。			対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載の以下文章より、住所の横断検索についてもニーズがあることから追加されたことが想定されるため。 「氏名のみならず住所についても過去のデータを横断的に検索するニーズが高いとの準構成員からの意見を踏まえ、追記。」

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
52	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること。」が削除されている。		業務精度の向上	仕様の内容が削除されているが、【考え方の理由】の「氏名のみならず住所についても過去のデータを横断的に検索するケースが高いとの準拠成員からの意見を踏まえ、追記。」の趣旨が残っているため	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、通称、（氏名・旧氏・通称の）フリガナ、住所、住所コード、方書、住民票コード、個人番号及び在留カード番号等の番号については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。」の記載で、過去のデータを横断的に検索できる機能は担保されている。誤って重複記載となっていたものを削除した。
44	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。	上記項目のうち、○○、○○に関しは空欄を指定して検索できること。	システム上の理由	空欄を許容している項目には以下があると認識していますが、これらについて空欄を指定して検索する機能は過剰ではないかと存じます。 空欄を指定しての検索機能については、空欄であることが稀なケースに限定し、その使用用途を明確にする方がよいかと存じます。  ・氏名（ローマ字・漢字を含む。）、旧氏、通称 ・（氏名・旧氏・通称の）フリガナ ・性別 ・続柄 ・住所コード ・方書 ・当該住民票を削除した事由 ・個人番号 ・住民票コード（除票の場合を除く。）	対応なし	対応なし。 入力漏れなどを確認する用途等にも使用できることも想定されるため。
2	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.3 操作	2.3.2 キーボードのみの画面操作	【標準オプション機能】	【実装必須機能】に修正する。	住民サービスの向上	本市規模の自治体では、キーボードのみで入力完結しなければ、入力に要する時間が増大する。結果として手続きに要する時間が長くなり、窓口が混雑するなど、市民サービスに重大な影響を与えかねないため、オプション機能ではなく実装必須機能とすることを求める。	対応なし	対応なし。 当該意見が少ないことから、標準オプション機能のままとする。
6	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	「抑止事由（15歳未満、成年被後見人）を選択できること。」が削除されている。		業務精度の向上	管理項目から「15歳未満」を自動判別するため、生年月日が不詳日の場合の基準を規定してはどうか。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 生年月日が不詳であった場合にあっては、内部的には年月日を保持していることから、その項目を基に判断されたい。
1	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者、成年被後見人又は任意の申出人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、規則によりコンビニ交付の利用を停止したい者からの申出により、利用を停止できることとしているため。但し、当該機能について、コンビニ交付システムの方で搭載して利用することが許容されるのであれば、標準仕様書に記載を要するものではない。	対応なし	対応なし。 証明発行サーバにおける設定や任意の抑止設定の追加等によりご対応いただきたい。

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
46	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	なお、抑止の終了日を経過しても、 <b>抑止を解除するまで、抑止は終了しないこと。</b>	システム上の理由	抑止の終了が、抑止の終了日を経過ではなく、抑止の解除の操作を必要とするのであれば、そのことを明記したほうがよいと考えます。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「自動的に終了しない」とは、抑止の解除の操作が必要になることが読み取れるため。
45	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止が終了していない者について、抑止の一時解除ができること。	抑止が終了していない者について、 <b>抑止レベルがエラーの場合、抑止の一時解除ができること。</b>	システム上の理由	抑止については、抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができることとされています。抑止レベルが「アラート」の場合は、処理の継続は可能であるため、抑止の一時解除自体が不要となります。システムへの搭載要件を明確にするために、抑止の一時解除対象を明記にしたほうがよいと考えます。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 一時解除が必要なものはエラーであることは前提である記載。
47	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）の設定ができること。	抑止については複数設定することができ、設定ごとに、 <b>操作権限に応じて抑止する処理・抑止レベル（エラー・アラート）</b> の設定ができること。	業務効率の向上	操作権限に応じた抑止レベルの切替がないため、抑止レベルをエラーとして設定した場合は、一時解除の権限を有する操作者であっても、抑止解除の処理を一度実行して処理を進め、その後、一時解除をもとに戻す必要があります。 一般の操作権限ではエラーであっても、支援措置責任者等の特別な操作権限の操作者の場合は、アラートとして処理を継続可能とする方が、抑止の一時解除の戻し忘れもなく、作業の負荷も少ないと考えます。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 抑止レベルに限らず、すべての操作は操作権限に応じて実施される。
13	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止		「抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄）を選択できること」と記載がある。	「抑止事由（支援措置、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄）を選択できること。その他の事由による抑止が必要な場合は、自治体ごとに追加できること。」と修正する。	自治体個別の条例・政策などの対応	「住民基本台帳 基本データリスト」の「コード一覧表（個別）」には「初期値（01～05）を規定 その他の項目はユーザにて任意に設定」とあるため、当該内容を反映するもの。 また、自治体個別の施策として、なりすまし防止措置（委任状を偽造される危険性を事前に察知した方からの申出により、委任状による届出を認めない措置）等で抑止が必要な場合があるため、用意されている5つの抑止事由以外にも追加できることが必要。	仕様書修正	以下の記載に修正。 「抑止事由（支援措置、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等）を選択できること」

No	意見詳細							最終方針		
	対象資料			修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
	対象章	項番①	項番②			項番③	区分			理由
14	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止		抑止事由ごとに他業務に連携する必要のある物と必要のない物の区別がされていない。	他業務に連携する抑止事由と、住民記録システムのみで有効な抑止事由を整理する。	業務効率の向上	支援措置等、明らかに他業務システムにも連携する必要のある抑止事由もあるが、特別養子縁組や実態調査等、他業務システムに連携すべきかどうか判断の分かれる抑止事由もある。こういった抑止事由を連携すべきかどうかについては、各自治体や各業務システムで判断するのではなく、住民記録システム標準仕様書の中で整理すべき内容ではないかと考えるため。 また、No.3で言及した自治体独自の抑止事由についても、他業務に連携すべきかどうかを選択できる機能を設けるのか、自治体独自の抑止事由については一律で連携しないことにするのか整理が必要。（「住民基本台帳_基本データリスト」によれば抑止事由に関する連携項目はコードのみであるため、自治体独自の抑止事由のコードの意味を知らなければ、他業務システムでデータをうまく扱えない。）	対応なし	対応なし。 抑止事由について、連携が必要な事由は各業務システムの標準仕様書において定めていることから、そちらを参考とされたい。 また、自治体独自で追加した抑止事由については、一律での制御は標準仕様書上困難であることから、独自に設定する際に検討されたい。
21	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約	「オンラインによる転出届・転入（転居）予約」と記載がある。	「オンラインによる転出届・転入（転居）予定」に修正する。	外部機関への対応	デジタル庁にて、予約ではなく「来庁予定連絡」となっているため。	対応なし★	対応なし。 「来庁予定の連絡」との表現は、住民の期待値をコントロールする観点から、広報媒体等やマイナポータル申請UI等、国民の目に広く触れるものにおいて使用されている。 一方で、閣議決定文書における政策名は「転入予約」となっており、正確を期す観点から、「転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項」「オンラインによる転出届・転入（転居）予約地方公共団体向けガイドライン」においても、転入予約、転居予約の表現が使用されている。 上記の観点から、標準仕様書上も、転入予約、転居予約の記載を維持する。 また、当該記載について、「転入届の特例及び住民票の写しの広域交付の運用上の留意事項」「オンラインによる転出届・転入（転居）予約地方公共団体向けガイドライン」等を引用している旨を追記する。
22	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約	「マイナポータルからの転居予約」「転出届・転入（転居）予約」と記載がある。	「マイナポータルからの転居予定連絡」「転居予定情報」「オンラインによる転出届・転入（転居）予定」に修正する。	外部機関への対応	デジタル庁にて、予約ではなく「来庁予定連絡」となっているため。	対応なし	同上

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由				対応	理由
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由				
23	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約	「オンラインによる転出届・転入（転居）予約」と記載がある。	「オンラインによる転出届・転入（転居）予定」に修正する。	外部機関への対応	デジタル庁にて、予約ではなく「来庁予定連絡」となっているため。	対応なし	同上		
110	第7章 用語	-	-	-	P.63 オンラインによる転出届・転入（転居）予約【おんらいんによるてんしゅつてんにゆうてんきよやく】……個人番号カード所有者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入（転居）予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日等）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮を図るサービス。令和3年通常国会において、法が改正され、ワンストップ化を図ることとされた。	P.63 オンラインによる転出届・転入（転居） <b>予約予定連絡</b> 【おんらいんによるてんしゅつてんにゆうてんきよやく <b>ややく</b> ていれんらく】……個人番号カード所有者が、マイナポータル等からオンラインで転出届・転入（転居） <b>予約予定連絡</b> を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日等）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮を図るサービス。令和3年通常国会において、法が改正され、ワンストップ化を図ることとされた。	法令への対応	第2回引越しワンストップサービス（自治体）検討会（令和4年11月18日開催）において、「転入（転居）予約」という表現は実際に提供されるサービスとの齟齬があるため「予約」という表現から「予定連絡」という表現に改めるとの説明がありました。そのため本仕様書においても表現を予定連絡に統一してはかがでしょうか。	対応なし	同上		
154	第7章 用語	-	-	-	項目「お」に「オンラインによる転出届・転入（転居）予約」と記載されている。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」と修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上		
155	第7章 用語	-	-	-	項目「お」の「オンラインによる転出届・転入（転居）予約」本文中に、「…転出届・転入（転居）予約を行い、…」と記載されている。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」と修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上		
98	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予定連絡	法令への対応	引越しOSSの転入・転居については「予約」という表現から、「予定連絡」という表現に改められたと認識している。ついでに、左記項目以外も含む全ての部分において表現を改められたい。	対応なし	同上		

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
108	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	表題P.39 4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）	以下のとおり修正してはかがか タイトルP.39 4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居） <b>予約予定連絡</b> ）	法令への対応	第2回引越しワンストップサービス（自治体）検討会（令和4年11月18日開催）において、「転入（転居）予約」という表現は実際に提供されるサービスとの齟齬があるため「予約」という表現から「予定連絡」という表現に改めるとの説明がありました。そのため本仕様書においても表現を予定連絡に統一してはかがでしょうか。	対応なし	同上
144	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	表題に「4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」と記載されている。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上
145	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	本文中に「転入予約情報」と記載されている。	「転入予約情報」を「転入予定連絡情報」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上
109	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	表題P.41 4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	以下のとおり修正してはかがか タイトルP.41 4.1.2.2 マイナポータルからの転居 <b>予約予定連絡</b> （オンラインによる転出届・転入（転居））	法令への対応	第2回引越しワンストップサービス（自治体）検討会（令和4年11月18日開催）において、「転入（転居）予約」という表現は実際に提供されるサービスとの齟齬があるため「予約」という表現から「予定連絡」という表現に改めるとの説明がありました。そのため本仕様書においても表現を予定連絡に統一してはかがでしょうか。	対応なし	同上
147	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	表題に「4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」と記載されている。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上
148	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	本文中に「転居予約情報」と記載されている。	「転居予約情報」を「転居予定連絡情報」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由		
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由				
150	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転	表題に「4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」と記載されている。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上		
153	第3章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	—	【対象事務】に「・転出届、・転居予約、・転入予約」と記載されている。	「転居予約」を「転居予定連絡」、「転入予約」を「転入予定連絡」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上		
143	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(2)標準準拠の基準	—	「（対象項目）」に「・4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」及び「・4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」と記載がある。	「転入（転居）予約」を「転入（転居）予定連絡」に修正する。	業務精度の向上	マイナポータルに入力した申請者あて送信されるWebメールでは、「転入予定連絡」又は「転居予定連絡」と表記されているため。	対応なし	同上		
128	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	(2)標準準拠の基準	—	「転入（転居）予約」	「転入（転居）予定連絡」に修正する	住民サービスの向上	「予約」という文言は来庁者が優先的に対応されると勘違いされるため。また、マイナポータル上にも「予約」という言葉は使われておりません。 また、管轄外とは思いますがデジタル庁HPにも「予約」という文言が使用されておりますので修正を要望します。	対応なし	同上		
48	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.2 再転入者	また、氏名（又は氏名のフリガナ）・名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	また、名（又は名のフリガナ）・性別・生年月日の組み合わせが一致する者がいた場合は、アラートを表示し、再転入者として選択できること。	システム上の理由	「氏名（又は氏名のフリガナ）」の条件は、「名（又は名のフリガナ）」の条件でカバーすることができるため不要かと存じます。 また、婚姻等の理由で氏を変更されている方がいることを考えると、「名（又は名のフリガナ）」で条件を統一の方がよいと考えます。	対応なし	対応なし。 名前のみとしてしまう場合、対象数が多い等の課題も考えられる。自治体の判断にて組合せ内容は選択できることとしているため、自治体において検討されたい。		
8	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	「マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報とひもづけて、」と記載がある。	「マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報と手動でひもづけて、」に修正する。	業務精度の向上	ひもづける手法を規定してはいかかか。	仕様書修正	転出証明書情報についても、「職員の手を介することなく自動で、複数件を一括で取り込むことができる機能」とする旨明記するとともに、一般市区町村においては、標準オプション機能とする旨記載する。また、転入予約情報は、転出証明書情報と紐付けて取り込むものであることから、一括取込みの対象とする。併せて、転居予約情報についても、一括取込みの機能を追記する。 （補足）「4.1.3.0.4（特例転入を利用した転出）」に記載の「職員の手を介することなく自動で一括で取り込むことは、～」の記載を、「4.1.1.3特例転入」に移動する。		

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
79	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	【実装不可機能】「特例転入を利用した転出」への切り替えできること	【実装必須機能】「特例転入を利用した転出」への切り替えができること	住民サービスの向上	聞き取り項目で住民がマイナンバーカードの所持有無を明確に覚えていない可能性があるため。家族の所持まで完全に把握された住民が来庁するわけではないため。	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載の通り、「特例転入は住民の届出手順が通常と異なり、住民記録システムの入口（メニューやポータル）から分かっているのが一般的であり、通常の業務フローであれば、最初に個人番号カード保有の有無を確認することから、分科会における議論の結果、手続途中で「特例転入を使用した転出」に切り替えられる必要はないと判断されたため。 また、全国照会版のアラート番号43において「個人番号カード保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合」にアラートを出すこととしているため活用されたい。 ※令和4年度夏全国照会#3より引用
78	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	【実装必須機能】なお、郵送等による特例転入の場合	【実装必須機能】なお、郵送等による転出の特例転入の場合	法令への対応	転入は来庁によると住民基本台帳法にあるが、郵送も可能か。	仕様書修正	以下に修文する。 「なお、郵送等により転出届が提出された場合の特例転入においては、転出証明書情報のみを基に印字したうえで出力できること」
115	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号を用いて、対応する転入予約情報を削除できること。	申請管理機能から転入予約の取消申請を受理した場合、住民記録システムまで送信し、マイナポータルで付された受付番号を用いて、対応する転入予約情報とひもづけたい。	業務効率の向上	転入予約情報だけではなく、転入予約の取消申請も住民記録システムまで連携することはできないのか。住民記録システムまで連携できない場合は、申請管理システムを確認したのちに、住民記録システムで検索して削除しなければならない。処理の工程数を減らし、処理時間を短縮するためにもご検討いただきたい。	対応なし	既に対応済み。 当該機能は、前提として住民記録システムにおいて取消申請を受理した場合の機能を記載しているため、ご要望の機能は既に満たされているもの。 共通機能における申請管理機能を経由して当該情報を取得すれば、自動で住民記録システムまで連携できる想定。
117	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居））	申請管理機能から転出届の取消申請を受理した場合、既に転出処理を実施済みであるものの、住民票削除前においては、処理済みの情報を削除できること。	申請管理機能から転出届の取消申請を受理した場合、住民記録システムまで送信し、マイナポータルで付された受付番号を用いて、対応する転出届とひもづけたい。	業務効率の向上	転出届だけではなく、転出届の取消申請も住民記録システムまで連携することはできないのか。住民記録システムまで連携できない場合は、申請管理システムを確認したのちに、住民記録システムで検索して申請の削除や異動の取消を行わなければならない。また、転出届と取消申請がひもづくことで、すでに取消申請のある転出届を処理するのを防ぐことができると考えるため検討いただきたい。	対応なし	同上
116	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	なし	申請管理機能から転居予約の取消申請を受理した場合、住民記録システムまで送信し、マイナポータルで付された受付番号を用いて、対応する転居予約情報とひもづけたい。	業務効率の向上	転居予約情報だけではなく、転居予約の取消申請も住民記録システムまで連携することはできないのか。 また、政令で定める期間経過後の転居証明書の消去に準じた期間経過後に消去できるだけではなく、取消申請があつた場合にも最終的には転居予約情報を削除するフローになると思われるため、仕様として追加できるように検討いただきたい。	対応なし	既に対応済み。 「4.1.2.2マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」の【実装必須機能】に「申請管理機能から転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号を用いて、対応する転居予約情報を削除できること。」と規定されている。 なお、共通機能における申請管理機能を經由して当該情報を取得すれば、自動で住民記録システムまで連携できる想定。



No	意見詳細										最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由		
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由				
119	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。	特例転入時に、取り込んだ転出証明書情報及び転入予約情報を基に転入等の入力処理ができること。その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された転入等に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。保存された内容は一覧で表示ができ、異動者を選択できること。	業務効率の向上	転入届が提出される前の事前準備の段階で入力した転入等について必要な情報についても、転入届と同様に保存できることが必要である。考え方も仮登録に移行するとあるため、保存してあることが前提であるかと思うので、保存を明記していただきたい。また、入力した内容について一覧で表示する際に異動者の氏名を表示できることが重要である。現行のシステムでは、入力途中のデータを一時的に保存することができるが、一覧で表示する際に異動者ではなく、処理した職員の名前のみ表示がされており、バックヤードで同一職員が処理したものだとも異動者の見分けがつかない。なので、異動者の名前が表示することが必要である。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 以下のとおり要件として記載があるため、保存については実施可能。 「その際、転出証明書情報及び転入予約情報に基づき作成された法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届に必要な情報について修正が必要な場合には、適宜修正及び保存を行えること。」 なお、画面表示については本仕様書の対象外。		
114	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	マイナポータル等から申請管理機能に送信された転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得し、マイナポータルで付された符号により、転出証明書情報とひもづけて、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	左記に追加 転出証明書情報についてマイナポータル等からの特例転入と、郵送等による特例転入で、どちらの申請に基づいて作成された情報か見分けがつかないこと。	業務精度の向上	現行は、転入予約情報が住民記録システムまで連携されていないため、一覧で表示される転出証明書情報についてマイナポータル等からの申請に基づいて作成されたものか、郵送や窓口の届出に基づいて作成されたものか見分けがつかない。実際にマイナポータルから申請があったかの判断は、住民記録システムとは別に申請管理システムにて確認をしなければならず、これまでの特例転入を利用した方よりマイナポータル等を利用した方の処理時間が増加している。転入予約情報（一部）と転出証明書情報がひもづくことで、マイナポータル等で申請した方とそうでない方の見分けが住民記録システム上で判断できるのであれば、申請管理システムでの確認が不要となるため、処理時間を短縮することが可能であり、ご検討いただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 マイナポータル等で申請された転出証明書情報は、マイナポータルで付された番号が管理されているため見分けことは可能であると想定。 なお、画面上の表示については標準仕様書の対象外である。		
102	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入するほかの世帯員の続柄に関しては転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字した上で出力できること。	削除	住民サービスの向上	世帯全員が転入する場合であっても、申請者は世帯主との親子関係の有無などを考慮せずに入力する場合が考えられ、その場合転出証明書情報を参照しなければ、誤った申出どおりに住民票を登録してしまう可能性がある。また、異動処理に必要な項目において、転入予定連絡の情報を優先して参照するものはないため（オンラインによる転出・転入（転居）予約地方公共団体向けガイドライン参照）転入予定連絡はあくまで参照資料という位置づけで転出証明書情報とは別に管理すべきと考える。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 以下要件のとおり、世帯全員が転入する場合は、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として連携されないため、転出証明書情報が引用されること既になっている（一部転入の場合は、転出証明書の情報を引き継がないことから、転入予約情報を使用するといった取り扱い）。 「また、新しい世帯主及び続柄が転入予約情報として取得できない場合（世帯全員が転入する場合）、転入届に印字する新しい世帯主氏名及び転入する他の世帯員の続柄については、転出証明書情報により通知された情報を引用し、印字した上で出力できること。」		

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
101	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	転出証明書情報とひとづけて、住民データとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。	転出証明書情報とひとづけて、住民データとは別に住民記録システムへ取り込むことができること。また、取り込んだ転出証明書情報と転入予定連絡はそれぞれを個別に出力できること。	業務効率の向上	現行の引越OSS運用でマイナポータルや申請管理システムから出力している転入予定連絡には、異動処理に必要な項目だけでなく、印鑑登録希望や関係部署への手続の有無などが印字されているため、異動処理に必要な項目だけを転出証明書情報と転入予定連絡からピックアップするだけでは不十分と考える。また、異動処理に必要な項目において、転入予定連絡の情報を優先して参照するものはないため（オンラインによる転出・転入（転居）予約地方公共団体向けガイドライン参照）転入予定連絡はあくまで参照資料という位置づけで個別に管理すべきと考える。	対応なし	対応なし。 住民記録システムにおいては、異動処理に必要な項目だけ取得（「転入予約情報のうち、来庁予定日、来庁場所、届出人氏名、届出人連絡先、新しい世帯主氏名、転入する他の世帯員の氏名及び新しい世帯主との続柄について、申請管理機能から取得」）することを想定しているため、紐付けて出力することとして問題ないと想定する。 また、他業務システムには、住民記録システムから連携するものではないため（オンラインによる転出・転入（転居）予約地方公共団体向けガイドライン参照）転入予定連絡はあくまで参照資料という位置づけで個別に管理すべきと考える。
100	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	転入予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストをシステム上表示し、任意に印刷できること。また、来庁済であるなどの符号(フラグ)を入力できること。	業務効率の向上	来庁予定者リストはEUCなどの出力でなく、システム上表示できるようにすることでペーパレス化を図るべき。ただし、自治体の状況により紙リスト管理も出来るよう出力機能は残しておくことが望ましい。 また、来庁状況などをリアルタイムで共有することで、管理効率の向上が図れる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 「作成できる」とは、システム上一覧を表示できることも含めて記載している。 また、住民記録システムにおける機能としては来庁者の予定を確認できることまでを想定しており、来庁状況等の連携についてはいわゆる「総合窓口」機能として考えることから住民記録システムの対象外である。
104	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストを作成できること。	転居予約情報により取得した、来庁予定日及び来庁場所の情報により、来庁予定日及び来庁予定場所ごとの来庁予定者リストをシステム上表示し、任意に印刷できること。また、来庁済であるなどの符号(フラグ)を入力できること。	業務効率の向上	来庁予定者リストはEUCなどの出力でなく、システム上表示できるようにすることでペーパレス化を図るべき。ただし、自治体の状況により紙リスト管理も出来るよう出力機能は残しておくことが望ましい。 また、来庁状況などをリアルタイムで共有することで、管理効率の向上が図れる。	対応なし	同上
99	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	(新規追加)	受信した転出証明書情報を一覧で表示できること。また、識別符号(フラグ)や処理ステータスを入力できること。	業務効率の向上	届出書のプレプリントや届出内容補正、関連手続確認などの処理がどこまで完了したのかをシステム上メモしておくことで、事前準備処理漏れを防ぐことが出来ると考えられるため。	対応なし	対応なし。 住民記録システムにおける機能としては来庁者の予定を確認できることまでを想定しており、当該機能のような市区町村によって必要性が大きく分かれる機能については標準仕様書として規定しない。
103	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	(前略)申請管理機能から取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。	(前略)申請管理機能から取得し、住民のデータとは別に住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。また、申請管理機能から取得した情報を一覧で表示できること。届出人ごとに識別符号(フラグ)や処理ステータスを入力できること。	業務効率の向上	届出書のプレプリントや届出内容補正、関連手続確認などの処理がどこまで完了したのかをシステム上メモしておくことで、事前準備処理漏れを防ぐことが出来ると考えられるため。	対応なし	同上

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
105	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居））	（前略）申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）から取得し住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。	（前略）申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）から取得し住民記録システムへ取り込み、届出人について、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号により該当する住民を特定することができること。また、申請管理機能から取得した情報を一覧で表示できること。届出人ごとに識別符号（フラグ）や処理ステータスを入力できること。	業務効率の向上	転出入力などの処理がどこまで完了したのかをシステム上メモしておくことで、処理漏れを防ぐことが出来ると考えられるため。	対応なし	同上
146	第3章 機能要件	4 異動	4.1.1 転入	4.1.1.3 特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居））	本文中に「申請管理機能（「共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）」と記載されている。	「申請管理機能」を「マイナポータル申請管理機能」に修正する。	システム上の理由	「共通機能標準仕様書」において「申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム（以下「マイナポータル等」という。））と標準準拠システムの間を連携する機能である。」と規定されているが、「自治体独自の申請管理システム」も「マイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能」として存在しており、連携する機能が何を示しているかを明確にするため	対応なし	対応なし。 オンラインによる転出届・転入（転居）予約においては、令和5年2月からのサービスインの段階では「マイナポータル申請管理機能」を使用いただいているが、標準化後は、申請管理機能（又は経過措置として申請管理システム）を使用する想定であるため、現行の記載を維持する。
149	第3章 機能要件	4 異動	4.1.2 転居	4.1.2.2 マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居））	本文中に「申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）」と記載されている。	「申請管理機能」を「マイナポータル申請管理機能」に修正する。	システム上の理由	「共通機能標準仕様書」において「申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム（以下「マイナポータル等」という。））と標準準拠システムの間を連携する機能である。」と規定されているが、「自治体独自の申請管理システム」も「マイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能」として存在しており、連携する機能が何を示しているかを明確にするため	対応なし	同上
151	第3章 機能要件	4 異動	4.1.3 転出	4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居））	本文中に「申請管理機能（「共通機能標準仕様書」参照）」と記載されている。	「申請管理機能」を「マイナポータル申請管理機能」に修正する。	システム上の理由	「共通機能標準仕様書」において「申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム（以下「マイナポータル等」という。））と標準準拠システムの間を連携する機能である。」と規定されているが、「自治体独自の申請管理システム」も「マイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能」として存在しており、連携する機能が何を示しているかを明確にするため	対応なし	同上

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
152	第3章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	—	本文中に「申請管理機能」と記載されている。	「申請管理機能」を「マイナポータル申請管理機能」に修正する。	システム上の理由	「共通機能標準仕様書」において「申請管理機能とは、申請者が申請手続等を行うシステム（マイナポータルその他のオンライン申請システム（以下「マイナポータル等」という。））と標準準拠システムの間を連携する機能である。」と規定されているが、「自治体独自の申請管理システム」も「マイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能」として存在しており、連携する機能が何を示しているかを明確にするため	対応なし	同上
80	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.4 戸籍届出・通知日	記載なし	【実装必須機能】戸籍届出又は戸籍通知に基づく職権による住民票の記載は自動で連携すること	外部機関への対応	戸籍附票記載事項通知は連携により住民票が記載可能となるが、戸籍届出は手動での入力が残ってしまい、職員による誤記の可能性が残るため自動で連携可能としたい。	対応なし	対応なし。 自市区町村の戸籍窓口で戸籍届出が出された場合の運用については、デジタル手続法施行後も運用は変わらないため。
81	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.5 申出を受けた職権記載		法務省との連携の記載が必要	外部機関への対応	住民票の記載事項に外国人の項目があり、連携必須となっているため。	対応なし	既に対応済み。 「4.5.7市町村通知・市町村伝達の送信」にて記載がある。
15	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照会通知の取込	「当面、システム処理の便宜上、経過措置として、文字情報基盤文字によるデータとともに、変換可能文字によるデータを併用することを許容している。」と記載がある。	当該記載を削除し、変換可能文字によるデータ併用の経過措置を廃止する。	住民サービスの向上	MJ+が整備されるのであれば、変換可能文字を利用するメリットがほとんどなくなるため、当該経過措置は不要と考える。また、不要であるだけでなく、廃止することで住民にとってもメリットがある。すべての自治体で変換可能文字を用いずMJ+を用いることとすれば、転出入のたびに氏名の文字が微妙に変わることがなくなるため。 ※標準仕様書への意見ではないが、MJ+が整備されるのであれば、むしろ標準化前の既存の住民記録システムに「変換可能文字」を備えさせるべきではないか。	対応なし	現時点では対応なし。 デジタル庁にて検討している現時点での文字要件として、経過措置として変換可能文字としての所持も認めていることから、当該記載を残している。
106	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照会通知の取込	CSから受信した住民票コード照会通知の取込	実装必須機能へ変更	業務効率の向上	オプション機能への変更理由が件数はあまり多くないと想定されるため。とあるが、現在の処理状況から考えてもデジタル手続法施行後も一定程度発生すると思われる。どの位の件数を想定しているか。日ごと（月ごと）に提示いただきたい。一般市区町村では手動で対応できても、大規模自治体では業務に支障が出る可能性はないのか。もしあるのであれば、自治体の規模ごとに区別すべきでは無いか。	対応なし	対応なし。 住民票コード照会通知は、戸籍附票記載事項通知が住所地側から通知されない場合に、通知を依頼する意味合いで送付するものであり、常時利用されるものではないため、これを取込む機能もオプション機能として差し支えないものとする。

No	意見詳細										最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由					
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由		
82	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7. CSから受信した住民票コード照会通知の取込		【対象事務】転出取消、転居取消を 追記	住民サービスの向上	転出取消、転居取消共にマイナポータルで申請可能項目であるのに実装必須機能に含まれていないため。2/6の運用開始以降、現在職員の事務が煩雑を招いてしまっている。	対応なし	既に対応済み。 「4.1.1.3特例転入（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」、「4.1.2.2マイナポータルからの転居予約（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」及び「4.1.3.0.4特例転入を利用した転出（オンラインによる転出届・転入（転居）予約）」にて既に取消申請についても規定している。		
77	第3章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	【仮登録】他課から仮登録中のデータが参照ができないようにする。	【仮登録】・他課は該当者が仮登録前のデータが参照できかつ、仮登録中であることが分かるようにエラー表示が出されること	業務精度の向上	他課より住民票記載の状況確認の連絡があるため、他課でもシステム上仮登録であることが判明する必要があると思われる。	対応なし	対応なし。 誤った情報の連携につながらないよう、過去の情報の参照は行わない。なお、参照できない場合は仮登録中であることが判明することが想定される。		
10	第3章 機能要件	4 異動	—	4.0.8 審査・決裁	証明書発行時には、住民記録システムや他業務システム、また、証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。	証明書発行時には、住民記録システムや証明書のコンビニ交付や広域交付において、仮登録前及び仮登録中のデータに基づく証明書は発行できないようにする。	業務精度の向上	他業務システムにおいて、住民記録システムの仮登録中の対象者の証明書（税証明等）が発行できないことは、運用上問題があると想定するため。 「他業務システム」の記載を残すようであれば、その具体的な内容について記載していただきたい。	対応なし	対応なし。 住民記録システムにおいて、住民としての本登録が完了していない者に関する他業務システムの証明書が発行できることは、運用上想定されないため。		
3	第3章 機能要件	5 証明	5.8 文字溢れ対応	—	デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。	デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択できること。	業務精度の向上	文字溢れしたときの後処理は、手書きするか、コピー機を使って調製するかのどちらかです。発行時の画面操作で空白出力を選択できると誤って空欄のまま証明書出力できるため、機能としては実装しない方が適切と考えます。	対応なし	対応なし。 デフォルトで選択できるのみであると、空白で出力したい（手書きで対応したい）際に変更が手間になると想定するため、出力時にも選択できることとする。		
66	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.3 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能	中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。	なお、中間サーバーから取得したURLを元にHTTPダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず <u>に連携することも可とする。</u>	システム上の理由	共通機能標準仕様書においては、中間サーバーシステム・ソフトウェア関連仕様書に規定されているインターフェースは、団体内統合宛名機能を経由するとされており、現状の記載では経由しない方法しか認められていないため、経由を認めない理由にはならないと考える。	対応なし	標準準拠システムと中間サーバーの連携は、原則、団体内統合宛名機能を経由することとしておりますが、中間サーバーから取得したURLから直接ダウンロードする方式については、「中間サーバーシステム・ソフトウェア関連仕様書」に規定されたインターフェイスではないため、この度、追記をしたものです。また、共通機能標準仕様書においても、今後の改定において、同様の記載を追記する予定です。		

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
39	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—		オンラインによる転入（転居）予約の事前準備として住民票交付申請書の一部項目を印字して印刷する必要がある。レイアウトも含めて示されたい。	法令への対応	オンラインによる転入（転居）予約の事前準備に対応するため	対応なし	対応なし。 「多くの自治体において住民記録システムから出力するとは限らない様式・帳票については規定しないこととした。」と規定しているとおり、住民記録システム標準仕様書の対象外。 なお、「20.3.1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届」の【標準オプション機能】にて、「法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届又は転居予約を利用した転居届について、次に示すレイアウトに従い、実装必須機能に示した項目をCSV形式によりデータ出力できること。」としているため、当該機能を活用されたい。
40	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—		オンラインによる転入（転居）予約の事前準備として、異動届出書と住民票交付申請書と印鑑登録申請書とマイナンバー券面記載変更届などを一括印刷する機能が必要である。	業務効率の向上	少なくとも左に記載した帳票については国から示された「オンラインによる転入届・転入（転居）予約 地方公共団体向けガイドライン」に記載されている事前準備として必要なものであり、多くの市町村で一つの課で対応しているものと思われる。その帳票ごとに1つずつのシステムを立ち上げたりするのは非効率と考えるため	対応なし	対応なし。 複数のシステムにおける帳票を一括で印刷する機能等はいわゆる「総合窓口」機能に当たり、住民記録システム標準仕様書の対象外。
41	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—		各種証明書について、公印を省略して印字することも可能とする。	住民サービスの向上	本市では出張所にシステム端末及びプリンタを設置し証明発行を行っている。その上でネットワーク障害のリスクを考慮し、FAX機も設置しており、障害発生時には本庁で印刷した証明書（公印なし）をFAXし、出張所で公印を押印したものを交付している。住民が本庁や別の出張所に向かずすむためにも実装してもらいたい。	対応なし	既に対応済み。 「5.6公印・職名の印字」の【実装必須機能】において、「システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、証明書ごとに、（中略）、公印印字の有無（中略）を選択できること。」と規定されている。
84	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項を追加すべきであるとの意見もあったが、在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕様となっていないため、標準オプション機能とした。	個人番号カード券面事項に加えて在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項を追加すべきであるとの意見もあったが、在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項については、テキストデータとして取り込む仕様となっていないため、機能としては不要とした。		誤記対応。 修正前の文言だと、「在留カード券面事項及び特別永住者証明書券面事項」を「標準オプション」とする説明となっているため。	対応なし	対応なし。 在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報のCSVデータ取込も標準オプション機能として定義しているため当該記載は残している。
24	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込	—	「異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込むこと。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができばよい」と記載がある。	「CSV形式のデータの取り込み結果を、転入の異動入力用画面の各項目に自動入力できること。」を追加、もしくは実装オプションとして追加する。	業務効率の向上	転出証明書のQRコードの読み取りは実装必須機能となっているが、読み取り結果をどのように利用するかを含めて記載したほうがよい。転入の異動入力画面での入力工数削減が期待できる。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 転出証明書情報についてCSV形式で取り込む用途としては、異動処理に活用することと想定されるため。

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
11	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込		「住民異動届に記載のデータ」のCSV取込が【実装必須機能】から【標準オプション機能】に移行した。	「・住民異動届に記載のデータ」のCSV取込を【実装必須機能】のままとする。	業務効率の向上	窓口DXSaaS等の普及促進や、将来的な転入届のオンライン化を考慮すると、住民異動届の取込機能のインタフェースについては、標準化しておくべきと考えるため。 本機能を標準機能とすれば、窓口DXSaaS等で作成した住民異動届のデータを標準住民記録システムに取り込むことが容易にできる。住民異動届内容の取込方法としては、RPAも考えられるが、処理速度の面でデータ連携の方が有利である。住民異動届は窓口で受け付けたものを1件1件即時で処理する必要があるため、ある程度以上の規模の自治体にとっては、そもそもRPAに向いている事務ではない。以上から、csv等によるデータ連携ができることを標準とすることで、窓口DXSaaS等の導入による効果を大きくすることにつながる。 また、将来的に転入届のオンライン化が実現すると、オンラインによる転入届の取込は【実装必須機能】という位置づけになると推察する。その際、窓口で作成する住民異動届の取込インタフェースを各ベンダごとの仕様としていると、オンライン用と窓口用の2つのインタフェースを管理することになり、非効率。	対応なし	対応なし。 転入・転居届については既にOSSの機能を用いて実施可能であり、その他の異動届についても、将来的にオンライン化がなされたタイミングでOSSと同様にインタフェースが定まり、申請管理機能との連携機能の定義が想定されるため、現時点对応はしない。
118	第3章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続	-	【対象事務】 ・転出届 ・転居予約 ・転入予約	左記に追加 ・転出届取消 ・転居予約取消 ・転入予約取消	業務効率の向上	各取消申請が住民記録システムまで連携されないと、申請管理システムと住民記録システムの両方の確認作業が発生し処理時間が長くなる。転出届、転居予約、転入予約の申請情報が住民記録システムに取り込まれるなら、各取消申請も同様に取り込まれる必要があると考えるため検討いただきたい。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 転出届・転居予約・転入予約のそれぞれについてマイナポータル等との接続の対象事務としていることは、自動的に取消しについても対象となる。
18	第3章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続		「申請管理機能がマイナポータルびつたりサービス等に対して申請処理状況を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。」と記載がある。	その後、「また、職員の手を介することなく自動で、申請管理機能に対して申請処理状況を送信できること」を追記する。	業務効率の向上	引越しワンストップサービスの円滑な運用のためには、マイナポータルの申請処理状況登録は必ず実施しなければならないが、手作業での実施は作業手順が多く事務処理の負担となるため。	対応なし	対応なし。 申請管理機能に対して申請処理状況を送信するための申請処理状況管理APIについては令和8年度からの検討となるため。

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
12	第3章 機能要件	10 共通	10.9 マイナポータル等との接続		「経過措置として、「申請管理システム標準仕様書」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を經由して取得することも許容される。」と記載がある。	「経過措置」の意味合いを詳細に記述する。	システム上の理由	「経過措置」とは、誰にとつての経過措置なのか不明瞭。システムの作りとして、申請管理機能を有する別システムからの取得ができれば、マイナポータルからの直接取得ができなくても、当面の間は標準仕様を満たすことになるという理解で良いのか。それとも、標準システムとしてはマイナポータルからの直接取得は必須機能だが、自治体の判断で申請管理機能を有する別システムの利用を続けても良いという意味なのか。後者の意味であれば、システムベンダの立場からすると、マイナポータルとの直接接続も申請管理機能を有する別システムによる取得も両方できることが、当面の間の必須機能になるのではないのか。	対応なし	現在の記載で読み込み可。 デジタル庁が規定している共通機能である申請管理機能を用いず、申請管理システム標準仕様書において規定されている連携方式3（入力画面に取込機能実装）又は方式4（一括取込機能の実装）を經由してマイナポータル等から情報を取得することを指す。
141					20.3. 1法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届の1. 項目・記載内容 項番23項目名基礎年金番号 転入の場合：省略 転居の場合：空欄	転居及び転出証明書に年金番号の記載がない場合：空欄	業務効率の向上	OSS事業による転入届を印字した際、転出証明書に基礎年金番号の記載がない場合、「*****」が印字されてしまい、転出と同時に会社を辞めた方が、転入届の際に国民年金に加入するケースがあり、基礎年金番号を年金事務所等に確認後、記載したくても記載するスペースがないため	対応なし	現在の記載で読み込み可。 法第24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届については届出書であり証明書ではないことから、情報がない項目については、当然に空欄とする前提の記載。
9						資料2 4. 各標準仕様書におけるその他の修正内容（1/2） 外字に関する記載の削除 ・文字情報基盤として整備された文字セット※（MJ+）へ移行するにあたり、外字は住民記録システムにおいて発生しないことから、外字に関する記載を削除する。	システム上の理由	外字についての言及部分は、全国すべての自治体がMJ+利用による標準化を完了しない限り満たす事が出来ない条件だと考えます。MJ+は、令和5年度末に整備される予定であることから、令和6年度上半期に標準化対応する自治体については、システム開発のスケジュール上、標準化システム稼働当初は、IPAMJにのみ対応し残存外字が存在してしまいます。そのため、MJ+への同定が完了するまでは、IPAMJと残存外字の併用を許可するような記載にしていただけませんか。	対応なし	本仕様書においては対応なし。 文字要件については「30.2文字」に規定のとおり、データ要件・連携要件標準仕様書を参照されたい。 なお、現時点で全国意見照会中のデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】においては「従来の文字セットを、MJ+と対応させて保持することは、経過措置として、当面の間、可能とする。」とされている。



No	意見詳細							最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応
130	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.2 検索文字入力	外字に関する記載の削除 文字情報基盤として整備された文字セット（MJ+）へ移行するにあたり、外字は住民記録システムにおいて発生しないことから、外字に関する記載を削除する。	・外字を登録する際に、異体字を合わせて登録した場合は、それも包含して検索できること。	システム上の理由 MJ明朝への移行作業を行っているが、戸籍システムと同じ文字体系を使用していることにより、外字は廃止出来ないという結論に達している。（戸籍統一文字の外字がMJ明朝に用意されていない） MJ明朝からMJ+への移行手段、MJ明朝に移行してしまったDBのコンバート方法とその作業計画、費用措置についてもう少し議論が行われ、特に戸籍システムと戸籍附票システムの文字移行に計画が出来てから外字をないものとする前提とするべきであり、現段階で外字は無いと想定するには時期尚早と考えます。	対応なし	本仕様書においては対応なし。 文字要件については「30.2文字」に規定のとおり、データ要件・連携要件標準仕様書を参照されたい。  なお、MJ+については、基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち、MJに同定できない文字であって標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セットとなり、MJを拡張した文字セットとなる。よって現在自治体で管理されている文字のうちMJに同定できない文字をMJ+に同定いただくことを想定している。 現時点で全国意見照会中のデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】においては「従来の文字セットを、MJ+と対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能とする。」とされている。経過措置期間は従来の文字セットを活用する形での実装は可能であるが、この場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、MJ+を利用することとなる。
131	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	外字検索、検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。	システム上の理由 No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	同上
132	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	支援措置（3.4参照）のほか、外字作成中、特別養子縁組、実態調査、氏名空欄等の事由の際、抑止機能が必要となることから、個別に書き込むのではなく、まとめて整理した。	システム上の理由 No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	同上
133	第3章 機能要件	5 証明	5.8 文字溢れ対応	—	No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	なお、文字数が多くやむを得ず文字溢れが生じる場合や未登録外字が含まれる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れた情報を確認できるようにすること。	システム上の理由 No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	同上
134	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	—	No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	住民記録システム以外のシステムへのコピーや貼付のために使用している画面ハードコピー機能については、情報セキュリティ確保の観点から問題があるが、外字等を入力するために当該機能を多用している市区町村もあるため、アクセスログをが取得可能な形で実装必須機能に盛り込	システム上の理由 No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	同上
135	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	アラート項目一覧 番号57 システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合又は未登録外字が含まれる場合	システム上の理由 No.130に同様 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	同上

No	意見詳細								最終方針	
	対象資料				修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由	対応	理由
16	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7.	「外字（住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。）が設定されていた場合、同じく住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。」と記載がある。	住基ネットでも住基ネット統一文字ではなくMJ+を扱うようにした上で、当該記載を削除する。	業務効率の向上	すぐには困難であると推察するものの、住基ネットでも住基ネット統一文字ではなくMJ+を用いるのが理想であるため。住基ネットは、インターフェース切替日以降は、本籍地の戸籍情報システムと住所地の住民記録システムの間、情報連携の役割を担うことになるため、MJ+を用いるべき。そうすればシステム間の連携においても外字の影響を考慮する必要がなくなる。	対応なし	現時点では対応なし。 引き続きデジタル庁及びJ-LISとの調整を行う。
17	第3章 機能要件	4 異動	4.2 職権	4.2.0.7.	「外字（住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。）が設定されていた場合、同じく住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、外字の字形や文字情報を出力できること。」と記載がある。	「外字（住基ネット統一文字に存在しない文字。コードポイントは「D700」で連携される。）が設定されていた場合も、同じく住民票コード照会通知に設定されているMJ文字図形名を基に、自動変換できること。」と修正する。	業務効率の向上	No.16が困難である場合は、No.17をお願いしたい。住民記録システムにおいてMJ+が整備され、かつ住基ネット統一文字に存在しない外字をMJ文字図形名で伝達するのであれば、MJ文字図形名から一意に文字を特定できるので、職員が字形や文字情報を確認する意義が無い。MJ文字図形名から該当するMJ+の文字に自動変換すればよい。また、現状のMJ文字図形名では「文字情報基盤」の文字しか伝えることができないが、MJ+のすべての文字を伝えることができるようにすべき。 ※注：当該資料上のNo.に変更	対応なし	現時点では対応なし。 引き続きデジタル庁及びJ-LISとの調整を行う。